

第 22 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例(昭和37年 4 月条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(炉)</p> <p>第 3 条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、<u>亀裂</u>し、又は破損しない構造とすること。</p> <p>(9), (10) [略]</p> <p>(11) 開放炉又は常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の^{がい}天蓋及</p>	<p>(炉)</p> <p>第 3 条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、<u>亀裂</u>し、又は破損しない構造とすること。</p> <p>(9), (10) [略]</p> <p>(11) 開放炉又は常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の^{がい}天蓋及</p>

び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮蔽を設けること。

(12)～(14) [略]

(15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台上に設け、又は防火上有効な底面通気を図ること。

(16) [略]

(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア、イ [略]

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保ち、又は防火上有効な遮蔽を設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

エ～キ [略]

ク 燃料タンク又は配管には、有効

び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮蔽を設けること。

(12)～(14) [略]

(15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台上に設け、又は防火上有効な底面通気を図ること。

(16) [略]

(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア、イ [略]

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保ち、又は防火上有効な遮蔽を設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

エ～キ [略]

ク 燃料タンク又は配管には、有効

なるろ過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

ケ～ソ [略]

(18)～(21) [略]

2～4 [略]

(ストーブ)

第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち、薪、石炭その他の固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

2 [略]

(煙突、煙道及びたき口)

第9条 火を使用する設備（第13条の2第1項に規定する燃料電池発電設備を除く。以下この条において同じ。）に附属する煙突及び煙道の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 掃除が容易にできる構造とし、筒内に著しくばい煙が付着したときは、これを除去すること。

2～4 [略]

なろ過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

ケ～ソ [略]

(18)～(21) [略]

2～4 [略]

(ストーブ)

第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち、薪、石炭その他の固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

2 [略]

(煙突、煙道及びたき口)

第9条 火を使用する設備（第13条の2第1項に規定する燃料電池発電設備を除く。以下この条において同じ。）に附属する煙突及び煙道の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 掃除が容易にできる構造とし、筒内に著しく煤煙が付着したときは、これを除去すること。

2～4 [略]

(厨房設備)

第9条の2 調理を目的として使用するレンジ，フライヤー，かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は，次によること。

ア 排気ダクト等は，耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし，当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては，この限りでない。

イ～カ [略]

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は，次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター，グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし，排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排

(厨房設備)

第9条の2 調理を目的として使用するレンジ，フライヤー，かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は，次によること。

ア 排気ダクト等は，耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし，当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては，この限りでない。

イ～カ [略]

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は，次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター，グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし，排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排

気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。ただし、建物の構造その他の状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(ア) [略]

気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該^{ちゆう}厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず^{がい}天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該^{ちゆう}厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける^{ちゆう}厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。ただし、建物の構造その他の状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(ア) [略]

(イ) (ア)に掲げるもののほか、
令別表第1に掲げる防火対象
物で、床面積が200平方メー
トル以上の厨房室及び厨房設備
の入力の合計が350キロワット
以上となる厨房室

(3) 天蓋、グリス除去装置及び火炎
伝送防止装置は、容易に清掃ができ
る構造とすること。

(4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダ
クト内の油脂等の清掃を行い、火災
予防上支障のないように維持管理
すること。

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、厨
房設備の位置、構造及び管理の基準
については、第3条（第1項第11号
から第14号まで及び第2項を除く。）
の規定を準用する。

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設
備内部で変圧して、電気自動車等（電
気を動力源とする自動車等（道路交
通法（昭和35年法律第105号）第2条
第1項第9号に規定する自動車又は
同項第10号に規定する原動機付自転
車をいう。第12号において同じ。）
をいう。以下この条において同じ。）

(イ) (ア)に掲げるもののほか、
令別表第1に掲げる防火対象
物で、床面積が200平方メー
トル以上の^{ちゆう}厨房室及び^{ちゆう}厨房設備
の入力の合計が350キロワット
以上となる^{ちゆう}厨房室

(3) ^{がい}天蓋、グリス除去装置及び火炎
伝送防止装置は、容易に清掃ができ
る構造とすること。

(4) ^{がい}天蓋及び^{がい}天蓋と接続する排気ダ
クト内の油脂等の清掃を行い、火災
予防上支障のないように維持管理
すること。

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、^{ちゆう}厨
房設備の位置、構造及び管理の基準
については、第3条（第1項第11号
から第14号まで及び第2項を除く。）
の規定を準用する。

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設
備内部で変圧して、電気を動力源と
する自動車等（道路交通法（昭和35
年法律第105号）第2条第1項第9号
に規定する自動車又は同項第10号に
規定する原動機付自転車をいう。以
下この条において同じ。）に充電す
る設備（全出力20キロワット以下の

に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては，建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし，不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは，この限りでない。

(2)～(4) [略]

(5) 充電を開始する前に，急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い，絶縁されていない場合には，充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には，充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の

もの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 充電を開始する前に，急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い，絶縁されていない場合には，充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には，充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源と

接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないように措置を講ずること。

(8)～(12) [略]

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、

する自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないように措置を講ずること。

(7)～(11) [略]

出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17), (18) [略]

2 [略]

(燃料電池発電設備)

第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，熔融炭酸塩型燃料

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13), (14) [略]

2 [略]

(燃料電池発電設備)

第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，熔融炭酸塩型燃料

電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項並びに第53条第15号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ及びスからソまでを除く。)、第18号及び第20号並びに第3項第1号、第12条第1項(第9号を除く。)並びに前条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2～5 [略]

(水素ガスを充填する気球)

第18条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア～エ [略]

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) [略]

(水素ガスを充填する玩具用ゴム風船)

電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項並びに第53条第14号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ及びスからソまでを除く。)、第18号及び第20号並びに第3項第1号、第12条第1項(第9号を除く。)並びに前条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2～5 [略]

(水素ガスを充填する気球)

第18条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア～エ [略]

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) [略]

(水素ガスを充填する玩具用ゴム風船)

第18条の2 多数の者が集合又は出入する場所においては、水素ガス入りの玩具用ゴム風船を掲揚し、販売し、若しくは配布し、又は玩具用ゴム風船に水素ガスを充填し、その他の取扱いをしてはならない。

(玩具用煙火)

第27条 玩具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号に規定する数量の5分の1以上同号に規定する数量以下の玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

(特殊場所における火気の制限)

第29条 [略]

2, 3 [略]

4 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の

第18条の2 多数の者が集合又は出入する場所においては、水素ガス入りの^{がん}玩具用ゴム風船を掲揚し、販売し、若しくは配布し、又は^{がん}玩具用ゴム風船に水素ガスを^{てん}充填し、その他の取扱いをしてはならない。

(^{がん}玩具用煙火)

第27条 ^{がん}玩具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 ^{がん}玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号に規定する数量の5分の1以上同号に規定する数量以下の^{がん}玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

(特殊場所における火気の制限)

第29条 [略]

2, 3 [略]

4 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の

建築物その他の工作物並びにドック若しくは埠頭に係留された船舶又は船舶の用途に供するため工事中の建造物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5 [略]

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条、第31条の2、第31条の3（第1項第16号及び第17号を除く。）、第31条の4（第2項第1号を除く。）から第31条の7まで及び第32条の2の規定を準用する。

(消火器具に関する基準)

第36条 [略]

建築物その他の工作物並びにドック若しくは埠頭に係留された船舶又は船舶の用途に供するため工事中の建造物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉塵を著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除塵、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5 [略]

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条、第31条の2、第31条の3（第1項第16号及び第17号を除く。）、第31条の4（第2項第1号を除く。）、第31条の5から第31条の7まで及び第32条の2の規定を準用する。

(消火器具に関する基準)

第36条 [略]

2 令別表第1各項に掲げる防火対象物内にある場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具を、当該場所の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分にある場所については、この限りでない。

(1), (2) [略]

(3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

(4), (5) [略]

3 [略]

(ガス遮断弁の設置場所)

第50条の9 市場、マーケットその他の集合店舗又は道路に面して設けられた連続店舗で、その床面積の合計が1,000平方メートル以上のものの関係者及びガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第6条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。）は、ガ

2 令別表第1各項に掲げる防火対象物内にある場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具を、当該場所の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分にある場所については、この限りでない。

(1), (2) [略]

(3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

(4), (5) [略]

3 [略]

(ガス遮断弁の設置場所)

第50条の9 市場、マーケットその他の集合店舗又は道路に面して設けられた連続店舗で、その床面積の合計が1,000平方メートル以上のものの関係者及びガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第6条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。）は、ガ

ス遮断弁（各戸の引込口に設けるものに限る。）を，火災，地震その他の災害が発生した際，消防隊その他消防作業に従事する者が屋外から容易に操作できる場所に設けるよう努めなければならない。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるものを設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力との合計が 350 キロワット以上の厨房設備

(5)～(12) [略]

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(14)～(17) [略]

(18) 水素ガスを充填する気球

（指定洞道等の届出）

第54条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置さ

ス^{しや}遮断弁（各戸の引込口に設けるものに限る。）を，火災，地震その他の災害が発生した際，消防隊その他消防作業に従事する者が屋外から容易に操作できる場所に設けるよう努めなければならない。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるものを設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 当該^{ちゆう}厨房設備の入力と同一^{ちゆう}厨房室内に設ける他の^{ちゆう}厨房設備の入力との合計が 350 キロワット以上の^{ちゆう}厨房設備

(5)～(12) [略]

(13)～(16) [略]

(17) 水素ガスを^{てん}充填する気球

（指定洞道等の届出）

第54条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置さ

れた洞道，共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため，必要に応じ人が出入りするものに限る。）で，火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は，次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路，出入口，換気口等の位置及び建物と接続する防火区画の状況
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に関する安全管理対策

2 [略]

れた^{とう}洞道，共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため，必要に応じ人が出入りするものに限る。）で，火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定^{とう}洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は，次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

- (1) 指定^{とう}洞道等の経路，出入口，換気口等の位置及び建物と接続する防火区画の状況
- (2) 指定^{とう}洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定^{とう}洞道等の内部における火災に関する安全管理対策

2 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第3条，第3条の2，第3条の3，第4条，第5条，第7条，第8条，第8条の2，第9条の2，第19条，第20条，第21条，第22条関係）

種別					距離（センチメートル）				
					入力	上方	側方	前方	後方
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
温風暖房機	[略]	[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ストーブ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
厨房設備	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
移动式	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

改正前

別表第1（第3条，第3条の2，第3条の3，第4条，第5条，第7条，第8条，第8条の2，第9条の2，第19条，第20条，第21条，第22条関係）

種別					距離（センチメートル）				
					入力	上方	側方	前方	後方
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
温風暖房機	[略]	[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ストーブ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ちゅう厨 房 設 備	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
移動式	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

スト ー ブ		[略]		[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナー が隠蔽		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]				[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]						[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調 理 用 器 具	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナー が隠蔽	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					加熱部 が隠蔽	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]		[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナー が隠蔽	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					加熱部 が隠蔽	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]						[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注1) ~ (注12) [略]

備考 [略]

スト ー ブ		[略]		[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
				バーナー が隠蔽 ^{べい}	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]		[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
調 理 用 器 具	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				バーナー が隠蔽 ^{べい}	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					加熱部 が隠蔽 ^{べい}	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				バーナー が隠蔽 ^{べい}	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					加熱部 が隠蔽 ^{べい}	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

(注1) ~ (注12) [略]

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され，又は設置の工事がされているこの条例による改正後の神戸市火災予防条例第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置，構造及び管理に関する基準の適用については，なお従前の例による。

理 由

急速充電設備の全出力の上限拡大に伴う，急速充電設備の位置，構造及び管理に関する基準の細目の改正等により，条例を改正する必要があるため。